

所定疾患療養費

【算定条件】

①対象の入所者は、次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 肺炎
- ・ 尿路感染症
- ・ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）

※入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行ったときに算定する。

※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置内容を診療録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。

④当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。

【介護老人保健施設 けんちの苑水海道】実施状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患療養費の算定状況について公表します。

平成29年度	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
肺炎			1	7											1	10	1	7									3	24
尿路感染症			8	38	10	59	5	35	6	40	2	15	2	12	1	6	3	16			2	12	3	17			42	250
带状疱疹																											0	0
合計	0	0	9	45	10	59	5	35	6	40	2	15	2	12	2	16	4	23	0	0	2	12	3	17			45	274